２．事業の目的と概要	
（１）事業概要	当事業は2019年2月から2022年1月の3年間で、ジンバブエ国のエプワース地区およびクウェクウェ郡において、中等学校のインフラ整備および『褒めて伸ばす教育法[1]』を用いた生徒指導法の導入による教員の能力強化を通じて、生徒たちが質の高い教育を受けられるような環境整備を行う。第3年次の今期は、2年次に引き続きクウェクウェ郡の既存校2校のインフラ支援を行う。また、対象10校の教員に対して「褒めて伸ばす教育法に基づく生徒指導法」の継続的な能力強化を行い、同指導法の実践を確固たるものにするとともに、生徒や保護者・地域住民へのトレーニング・啓発活動を行い、地域全体同指導法の普及・定着を目指す。さらに、これらの実践のインパクトを調査し、全国への同指導法普及に向けたアドボカシーを行う。 This project will improve safer school environment for students in Epworth township and Kwekwe district through school infrastructure development and capacity development of teachers for positive discipline for 3 years. So that children can receive better quality education. In year 3, the project will continue to support infrastructure development at 2 target schools in Kwekwe district. Also, the project will capacitate teachers at the 10 target schools further on positive nurturing, while raise awareness of students, parents and community people through trainings and sensitization sessions to promote positive nurturing in the target areas. In addition, the project will conduct the impact survey and present the evidences and lessons of the project activities at the advocacy conference to promote positive nurturing nationwide.
（２）事業の必要性と背景	ハイパーインフレーションや自国通貨の発行停止など、2000年以降に発生した経済混乱によりジンバブエの政府財政は厳しい状況に陥った。干ばつによる農業の不作、深刻な外貨不足など政府財政の困難は続いており、教育や医療などの基本的な行政サービスへの投資は満足にできていない。特に中等教育では、2014年時点で既存の教室数の約1.6倍の教室数の建設（10,218教室）が必要である[2]など、インフラ整備の遅れは深刻であり、中等教育の就学率が48.7%（男性49.0%，女性48.5%）と低く留まっている原因の一つとなっている[3]。とりわけ、当事業の対象地であるエプワース地区[4]およびクウェクウェ郡[5]の中等教育の環境整備の遅れは深刻である。2年次に引き続き3年次にインフラ支援を行うクウェクウェ郡には公立中等学校が44校あるが、中等学校への入学生徒数の増加にインフラの整備が追い付いていない[6]。多くの学校で平均1教室55人[7]と定員数を超える生徒が教室で学んでいるほか、トタン板造りの簡易教室や屋外で学ばざる

[1] 褒めて伸ばす教育法とは「ポジティブ・ディシプリン」ともいわれる指導法のこと。体罰を始めとする罰を与えるのではなく、カウンセリングやガイダンスなどの前向きな指導により、子どもの能力を伸ばす手法。

[2] Republic of Zimbabwe, Ministry of Primary and Secondary Education, Education Sector Strategic Plan 2016-2020 p. 9

[3] UNESCO UIS (2013) http://uis.unesco.org/en/country/zw

[4] エプワース地区は都市部であり、人口は167,462人（2012年国勢調査）。ハラレ中心部まで車で約30分と近いこともあり、貧困層を中心に人口流入が続いている。

[5] クウェクウ郡は農村部であり、人口は174,727人、(2012年国勢調査)

[6] 2017年のクウェクウェ郡を含むミッドランド州の中等教育の学齢期人口(13-18歳)243,130人の内、中等学校に通っている子どもは141,758人(約55%)である。

[7] ジンバブエ政府の基準は1教室30～33人（学年による）

	を得ない生徒たちもいる。そのため、天候によっては授業の実施が困難であり、生徒は適切な環境で質の高い学びを得ることができていない。 インフラ整備の遅れに加え、ジンバブエの学校では、教員が効果的な生徒指導法について十分な能力を持ち合わせておらず、子どもの不適切な態度や行動をさらに助長させてしまうような指導が行われていることも問題である。事業対象地では、1年次に自己資金で実施したベースライン調査によると、82.1%の教員が2019年度に体罰を使用し、78.6%の生徒が同年度に体罰を受けたと回答している[8]。クラス内の秩序を乱した生徒に対して教員が用いる指導法として、体罰[9]、無視をする、教室から退出させ授業に参加させない、掃除や農作業といったマニュアルワークをさせる、などが挙げられた。また男性教員が金品や成績の向上を対価として女子生徒に性的な虐待を行い、抵抗すると、体罰に遭うというケースも起こっている[10]。一方、保護者は体罰が子どもへの指導にとって最も有効な手段であると考えており、家庭内で用いたり、教員に指導として体罰の使用を望む声も少なくない[11]。 日常的な体罰は、心身の成長や自尊心の育成を阻害するほか、子どもの認知的能力や社会情緒的能力の発育に影響を及ぼし、学業や社会的スキルの獲得にまで大きな影響を及ぼすとも言われている[12]。また、無視をする、授業に参加させないといった指導法は、生徒が抱える問題に向き合うことなく、学習の機会を奪うこととなり学力向上の妨げになっている。 ジンバブエの初等中等教育省(以下「教育省」)は、「2016年-2020年教育セクター戦略(Education Sector Strategic Plan 2016-2020)」で、人口増に見合った教育インフラの拡大をうたっているほか、チャイルドフレンドリースクール・ポリシー[13]を打ち出し、子どもにとって安全な教育環境づくりを目指している。さらに、ジンバブエでは、男子生徒に対する限定的な体罰が合法的に認められていたが、2019年4月に憲法裁判所の判決で学校での体罰が違憲とされ、2020年3月には学校での体罰を全面的に禁止する教育法の改正が議会で可決された。他方、当事業開始前には体罰に代わる適切な生徒指導法についてのガイドラインはなく、教員の能力向上の機会は不足している。 このように、ジンバブエは国として、中等学校のインフラ整備および体罰にかわる適切な生徒指導法の普及を目指しているが、財源・人的リソースの不足から、十分な対策をとることができていない。そのため、当事業で同指導法にかかる教員の能力向上、教員や保護者・コミュニティの意識啓発などの活動を補完することが強く望まれている。 第1年次では、エプワース地区の新規開校の中等学校(1校)を対象として、新校舎の学校施設(教室棟4棟、トイレ棟1棟、職員室棟1棟、井戸1基)を建設

[8] Plan International (2019), 'The baseline study on the use of physical pain to reprimand learners in schools and, the development of a Toolkit for the Fundamentals and Practice of Positive Nurturing in Schools on engagement and positive nurturing of learners in the school environment' なお、旧教育法では男子のみ限定的な体罰が認められ、女子への体罰は法律で禁止されていたが、同調査では体罰を受けた人の数について男女差や地域間の差はほとんど見られなかった。

[9] ジンバブエの学校や郡教育事務所での聞き取り調査によると、先端にゴムを巻いた40-50センチの木の棒が通常使われ、それで臀部をたたくという。対象地域では、過度の体罰により生徒が死亡した例もある。

[10] Fry, D., Hodzi, C. and T. Nhenga (2016) Addressing Social Norms that Underpin Violence Against Children in Zimbabwe: Findings and Strategic Planning Document. Harare: Ministry of Public Services, Labour and Social Welfare, 2016.

[11] 当団体がエプワース地区、クウェクウェ郡にて行った聞き取りによる。

[12] Plan International (2016), 'Practical Alternatives to Corporal Punishment in Zimbabwe'

[13] チャイルドフレンドリースクール・ポリシーは、子どもたちが適切な設備を備えた環境で、体罰やいじめといった暴力に晒されることなく、安心して学ぶことが出来る学校づくりを目指す、UNICEFが推奨する方針。

した。また、教員のための「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法ツールキット」をコンサルタント、教育省の関係者、当団体の職員で開発した。第2年次では、新型コロナウイルス感染症（以下COVID-19）感染拡大の中、現地政府と協力しながら感染予防のガイドラインに従い、クウェクウェ郡に活動を拡大し、新たな対象2校の中等学校の教室や衛生設備などのインフラ支援を行っている。また、第1年次に作成したツールキットを活用し、対象10校の教員に対するトレーニングを実施するために、準備を進めているほか、地域住民への意識啓発活動を行い、これまで126人（男性55人、女性71人）に「褒めて伸ばす指導法に基づく生徒指導」に関するトレーニングを実施した。

第1、2年次の活動を通して、エプワース地区では新たに最大240人の生徒が適切な学べる環境を整備した。学校建設の質について教育省や自治体などの政府関係者、コミュニティ、生徒から高い評価を得ている。また、教育省と密に連携をし「褒めて伸ばす指導法に基づく生徒指導」のツールキットの開発や教師トレーニング、啓発活動の準備を行っており、教育省のオーナーシップを高めながら活動を実施してきている。

第3年次では、クウェクウェ郡における学校施設（教室棟2棟）の整備を進める一方で、教員の更なる能力強化のための活動や生徒・保護者・地域住民への意識啓発のための活動を継続し、対象校10校における「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法」の普及・確立を目指す。さらに、インパクト調査によって事業の成果や学びをまとめ、政府や援助関係者に対して、ジンバブエ全国で「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法」を普及させるためのアドボカシー活動を行う。これにより、事業終了後も政府や援助関係者等が同指導法の他地域での普及について引継ぎ、当事業での取り組みを発展させられるようにする。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

当事業は「持続可能な開発目標（SDGｓ）」の目標4（4.1、4.5、4.a、4.c）、目標5（5.2）、目標16（16.1、16.2）の達成に寄与するものである。当事業の活動1.「インフラ支援」は、女の子や障がいのある子どもを含む、全ての子どもたちに適切な環境での教育を提供することに貢献する。また、適切な教育環境で子ども達が学業に集中できるようになることで、教育の質の向上につながる（4.1、4.5、 4.a）。当事業の活動2.「教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践」は、教員の生徒指導法を改善させ、質の高い教員の育成に貢献する。（4.c）また、同生徒指導法を導入し体罰を防止することは女の子を含む、子どもに対する暴力全体の数を減らすことに貢献する。（5.2、16.1、16.2）

ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／良い統治	貿易開発	母子保健	防災
0:目標外	0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外
栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化
0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外

●外務省の国別開発協力方針との関連性

都市部エプワースおよびクウェクウェ郡の農村地域の脆弱層にアプローチする当事業は、日本政府によるジンバブエの国別援助方針である「貧困層住民に対する人間の安全保障の確保に向けた支援」に沿ったものである。

	●「ＴＩＣＡＤⅥおよびＴＩＣＡＤ７における我が国取組」との関連性 ジンバブエにおける中等教育の就学年齢にある子どもたちへの支援は、TICAD VI ナイロビ宣言「Ⅲ繁栄の共有に向けた社会安定化」が目指す「若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎作り」および TICAD7 における日本の取り組みの「人間の安全保障・SDGs 実現」の「『質の高い教育」の提供」に合致する。
（３）上位目標	エプワース地区およびクウェクウェ郡の子どもたちが質の高い中等教育を受けられるようになる。
（４）プロジェクト目標（今期事業達成目標）	エプワース地区およびクウェクウェ郡の対象校において、適切な教育環境が整備される。 ・ クウェクウェ郡の対象 2 校で学校施設が整備される（教室 2 棟） ・ 対象 10 校の教員、生徒、保護者・地域住民に「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法」に関する能力強化および啓発活動が行われ、成果や学びが適切に関係者に共有される。
（５）活動内容	上述した状況を改善するため、当事業では、エプワース地区の公立中等学校 5 校およびクウェクウェ郡の公立中等学校 5 校、計 10 校を対象に活動を行う。主な活動は、1)「教室建設などのインフラ支援」および 2)「教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践」の 2 つである。2) は 2 年次に引き続き、フォローアップトレーニングを行うことで同指導法の実践を確固たるものにする。 COVID-19 感染拡大を受け、政府のガイドラインに従って、各活動は時期や方法を見極めながら実施する。トレーニングや啓発活動時[14]には、ソーシャル・ディスタンスの確保、手洗いの実施促進、マスクや消毒液の提供といった感染予防策を取って行う。 なお、以下の半日以上かかるトレーニングで遠路から集まる参加者の負担を減らし、参加者が途中で抜けることなく確実に参加できるように軽食・昼食の提供をする。また、トレーニングの効果を高めるため、参加者が学習の記録を取るための文房具や、フリップチャート用紙やマジックなどグループワークを促進するためのファシリテーション用の文具を準備する。 具体的な活動内容は以下の通り。 **1. 教室建設などのインフラ支援（維持管理トレーニング含む）** （※参考資料 2. 事業開始時の写真　参照） **1-0　引き渡し式（クウェクウェ郡で 2 年次、3 年次に建設する学校）** 3 年次にクウェクウェ郡の既存の中等学校 2 校（Sibangani 校, Mugandani 校）に増設する学校施設の引き渡し式を実施する。教育省および地方自治体の関係者、在ジンバブエ日本大使館関係者、学校関係者、生徒、保護者、地域住民らを招待し、正式な施設の引き渡しを行う。

参加者（予定）	クウェクウェ郡：教育省、地方自治体関係者、校長、副校長、教員、生徒、学校開発委員会、コミュニティ代表者、大統領府、在ジンバブエ日本大使館、当事業の職員　　計 54 人 x 2 校
時間・回数	1 日 x 1 回 x 2 校
場所	各学校

[14] 昼食費を計上しているトレーニングの所要時間は、各日 5 時間～7 時間程度になる。参加者は研修会場から遠方の方が多い中、継続して研修に参加するために昼食の提供は必要である。

1-1　事業開始ワークショップ

エプワース地区では1年次に、クウェクウェ郡では2年次に実施済み。

1-2　教室建設および教室備品の支給

クウェクウェ郡において既存の中等学校2校（Sibangani校、Mugandani校）で以下を建設する。また、各校に教室備品を支給する。

・教室棟1棟（各2教室※教室あたり収容予定人数30-33人）
・教室備品（机いす、教卓、書棚など）

建設の施行は入札によって選定する建設業者が行い、施工管理は自治体のエンジニアと当事業のエンジニアが共同で行う。定期的に現場を訪問し、建設資材や施工の質を確認し、必要に応じて業者に技術指導を行う。

1-3　学校開発委員会対象の施設維持管理トレーニング

エプワース地区の建設対象校（Adelaide 校）およびクウェクウェ郡の建設対象校2校（Sibangani校、Mugandani校）において、保護者および教員、地域リーダーからなる学校開発委員会を対象とする研修を、2年次のフォローアップとして各校 1 回行う。学校開発委員会は生徒から徴収された修繕費の管理を担う委員会である。本研修は委員会が適切に建設の進捗管理、修繕費を維持管理することを目的とする。

参加者（予定）	エプワース地区：各校45人（学校開発委委員7人、副校長2人、保護者20人、生徒16人（男女各8人））x 1校　計: 45人 クウェクウェ郡：各校45人（学校開発委委員7人、副校長2人、保護者20人、生徒16人（男女各8人））x 2校　計: 90人
時間・回数	1日x 1回 x 3か所
場所	各学校

【当初計画からの変更箇所】

当初計画では1,2年次に実施予定であったが、3年次でフォローアップトレーニングを行い、事業終了後も施設の維持管理が確実にされる体制を整える。

2. 教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践
（※参考資料3.トレーニングリスト　参照）

2-1　教員向けのトレーニング

2-1-1　教員のための「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法ハンドブック（以下ハンドブック）およびマニュアル作成のためのワークショップ

1年次に完了。

2-1-2　褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法のトレーナーズトレーニング

2年次に完了予定。

2-1-3　教員への褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニング

2年次に完了予定。

2-1-4　継続的な教員の学びの場の提供を通したフォローアップトレーニング

2年次に引き続き、2-1-3のトレーニング実施後、教員は日常的な教育の場で、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を実践する。各対象校の代表教員を対象

に、それぞれの教員の取り組みの成功・失敗やアドバイスを共有するとともに、追加的な技術指導を提供する講師は教育省職員、2-1-3 同様に 2-1-2 で養成したコアトレーナー、当事業の職員が務める。これにより、教員の指導能力を継続的に向上し、かつ定着させる。

参加者（予定）	エプワース地区：代表教員 4 人 x 5 校　計:20 人 クウェクウェ郡：代表教員 4 人 x 5 校　計:20 人
時間・回数	1 日 x 1 回 x 2 か所
場所	ハラレ市およびクウェクウェ郡の会議室

2-1-5　異動教員対象の褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニング

毎年の教員の異動に対応するため、新学年度の開始時に、新しく異動した教員[15]に対して、2-3 と同じトレーニングを実施する。実施後は、その教員も、2-4 の定期的な学びの場を通したフォローアップ研修に参加する。また、各校の校長・副校長も、本指導法の定着のために各教員を指導する重要な立場であることを踏まえ、2 年次に引き続きフォローアップ研修として本トレーニングに参加する。

参加者（予定）	エプワース地区：各校 4 人（校長 1 人、副校長 1 人、新任の教員 2 人）x 5 校　計 20 人 クウェクウェ郡：各校 4 人（校長 1 人、副校長 1 人、新任の教員 2 人）x 5 校　計 20 人
時間・回数	1 日 x 1 回 x 2 か所
場所	ハラレ市およびクウェクウェ郡の会議室

2-1-6　エクスチェンジ・プログラム（優良校への視察）

2 年次に引き続き、継続的な教員の学びの場の一環として、対象校の中から校長のイニシアティブや教員により褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法が定着しつつある優良校を特定し、対象校の校長および教員代表でその学校を訪問し、学びを得る場を提供する。3 年次では、2 年次とは異なる学校を対象にすることで、対象校の教員がより多様な実践に触れられるようにする。

このプログラムには同地区にある初等学校からも校長を招待し[16]、褒めて伸ばす教育法の初等学校への展開も視野に入れながら優良校の実践と学びを共有する。このエクスチェンジ・プログラムは、当事業の職員、視学官、2-1-2 で養成したコアトレーナーがファシリテートする。

参加者（予定）	エプワース地区：校長、教員、生徒代表、学校開発委員会メンバー、初等学校の校長など　計: 47 人 クウェクウェ郡：校長、教員、生徒代表、学校開発委員会メンバー、初等学校の校長など　計: 47 人
時間・回数	1 日 x 1 回 x 2 か所
場所	各地区の優良校（2 年次とは別の学校を選定）

2-1-7　教育行政官による定期的モニタリング・アドバイス

2 年次に引き続き、2-1-4 の継続的な学びの場での技術的指導と並行して、定期的に教育行政官らが対象 10 校の教育現場を訪れ、直接教員に指導する機会を持つ。これにより教員の更なる能力の定着を目指す。

[15] 例年の傾向から、各校につき 2 人の新任教員が配置されることを想定。

[16] 各地域から 5 校ずつ合計 10 校を選定し、各校から校長 1 名が参加する。学校の選定基準としては、活動参加の利便性から中等学校と同地区にある初等学校を選ぶ。

参加者 （予定）	エプワース地区：視学官 3 人、心理士 1 人　　計:4 人 クウェクウェ郡：視学官 3 人、心理士 1 人　　計:4 人
時間・回数	半日 x 1 回 x 10 か所
場所	対象 10 校

2-2　子どもおよび地域住民（保護者含む）向けのトレーニング

2-2-1　「学校を拠点とする子ども保護委員会」へのトレーニング

対象 10 校の生徒たちで構成される「学校を拠点とする子ども保護委員会」を対象に、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法についてのフォローアップトレーニングを行う。本トレーニングでは、体罰などの不適切な指導や褒めて伸ばす指導法についての理解を促進するだけでなく、体罰やいじめを防止する校則作りや、暴力のない安全な学校環境のモニタリング、他の生徒に対する暴力撲滅のための啓発教材（ビデオ、ポスター、パンフレットなど）製作のサポートを行う。これらの啓発教材は、2-2-2 の啓発セッションで使用する。

2 年次に引き続き、3 年次にも同委員会の能力強化を行うことで、事業終了後も活動が各対象校に定着することを目指す。

参加者 （予定）	エプワース地区:子ども保護委員会のメンバー4 人、学級委員 3 人、教員 2 人　×5 校　計 45 人、 クウェクウェ郡:子ども保護委員会のメンバー4 人、学級委員 3 人、教員 2 人　×5 校　計 45 人
時間・回数	2 日 x 1 回 x 7 か所
場所	エプワース地区:対象 5 校、クウェクウェ郡:中心地にある対象 2 校

2-2-2　生徒への褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法に関する啓発セッション（イベント形式）

2 年次に引き続き、2-2-1 でトレーニングを受けた「学校を拠点とする子ども保護委員会」のメンバーが中心となり、全生徒に対して啓発イベントを実施し、体罰の禁止や同生徒指導法への理解を促す。イベントは、歌やダンス、劇、詩などを通じて、生徒たちが楽しみながら、学べる内容とする。

参加者 （予定）	エプワース地区：対象 5 校の生徒 3,691 人、 クウェクウェ郡：対象 5 校の生徒 2,086 人、対象中等学校に[17]隣接する小学校の生徒 100 人（50 人×2 校＝100 人
時間・回数	1 日 x 1 回 x 10 か所
場所	対象 10 校

2-2-3　「コミュニティを拠点とする子ども保護委員会」へのトレーニング

褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を促進していくためには、保護者を含む地域住民の理解が不可欠である。そのため、子どもに対する暴力がないようモニタリングする役割を担い、コミュニティの人々で構成される「コミュニティを拠点とする子ども保護委員会」を対象に、学校における体罰などの暴力から子どもを守るための知識・理解を促すためのトレーニングを行う。具体的には、体罰禁止に関する法律や政策、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の理解を促すとともに、コミュニティで子どもの保護に関する申し立てがあった際にコミュニティと学校で連携し、警察へ報告する等の具体的な方法を指導する。トレーニン

[17]クウェクウェ郡の対象 5 校のうち 2 校は小学校が隣接されているため、小学校の生徒代表 50 人/校を啓発セッションに招待する。

グには、学校関係者や学校を拠点とする子ども保護委員会の代表者も招待し、学校とコミュニティ間の連携も促す。

本トレーニングは2年次にも実施したが、事後テストで80%以上正解した参加者の割合は69%であった。3年次には目標値の80%を達成すべく、参加者の更なる知識の向上と定着を目指す。

参加者（予定）	エプワース地区：各校16人（コミュニティを拠点とする子ども保護委員10人、学校関係者4人、学校を拠点とする子ども保護委員2人） x 5校　計: 80人 クウェクウェ郡：各校13人（コミュニティを拠点とする子ども保護委員7人、学校関係者4人、学校を拠点とする子ども保護委員2人）x 5校　計: 65人
時間・回数	1日 x 1回 x 10か所
場所	対象10校

2-2-4　地域住民への褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法に関する啓発セッション（対話形式）

2年次に引き続き、2-2-3でトレーニングを受けた委員会のメンバーが中心となり、各コミュニティで住民の代表者を対象に対話を通じた啓発セッションを行う。対話を通じて、住民自身が体罰などの不適切な指導法に関する意識や行動を確認するとともに、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の有効性を紹介する。対話に参加する住民の代表者たちは、セッションを通じて得た知識や情報を他の住民に拡散する役割を担う。

参加者（予定）	エプワース地区:コミュニティを拠点とする子ども保護委員50人、学校を拠点とする子ども保護委員35人、住民代表200人、計: 285人 クウェクウェ郡:コミュニティを拠点とする子ども保護委員35人、学校を拠点とする子ども保護委員35人、住民代表200人、計: 270人
時間・回数	1日 x 1回 x 10か所
場所	各コミュニティの集会所

2-3　事業の成果をはかる調査とアドボカシー

2-3-1　中間評価調査およびインパクト調査　※中間評価調査は2年次に実施

3年次終了時にインパクト調査を行う。この調査は、2年次から3年次にわたる教員に対する継続的な取り組みの成果を定量的かつ定性的に評価するためである。コンサルタントの指導のもと、調査員が対象校に赴き、聞き取り調査などを行いデータ収集する（26日/対象10校で実施）。収集されたデータをコンサルタントが分析し、2、3年次の活動によって与えられたインパクトを測る。調査の結果は、活動2-3-2のアドボカシーのためのカンファレンスにて共有する。

2-3-2　全国レベルの褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法導入促進を目指したアドボカシーのためのカンファレンス

2-3-1で取りまとめたインパクト調査結果を、教育省関係者、教育セクターに関わる援助関係者らを招き、共有するとともに、今後の教育省による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の他地域への展開を促進する。同地区の初等学校か

<table>
<tr><td></td><td>ら校長を招き、中等学校のみならず、初等学校への普及も目指す。
　また、2，3年次に実施する同指導法のトレーニングを経て、講師や参加者からの意見を踏まえ、1年次に開発した同指導法のツールキットを改訂し、最終版を本カンファレンスで共有・配布する。
<table><tr><td>参加者
（予定）</td><td>対象10校の校長、教員、生徒、初等学校の校長、教育省職員、ジンバブエ教育連合メンバー、議員、当事業の職員　計 76人</td></tr><tr><td>時間・回数</td><td>1日 x 1回 x 1か所</td></tr><tr><td>場所</td><td>ハラレ市内の会議室</td></tr></table>
● 直接裨益者数：6,745人（対象校10校に通う生徒5,777人、校長10人、教員215人、コミュニティを拠点とする子ども保護委員会メンバー85人、啓発セッションに参加する住民代表者500人）、教育省および教育セクター支援グループ関係者48人、対象10校周辺の初等学校校長10人、初等学校の生徒100人）
● 間接裨益者数：181,000人（対象9コミュニティの全人口）</td></tr>
<tr><td>（6）期待される成果と成果を測る指標</td><td>【プロジェクト目標：エプワース地区およびクウェクウェ郡の対象校において、適切な教育環境が整備される。】
成果1. 対象校の学校施設が整備され、かつ適切に維持管理されるようになる。
成果を測る指標：
・ 適切に整備、維持管理された学校施設で学べるようになる子ども：エプワース地区対象1校 240人（確認方法：生徒登録数、対象校の視察）
・ 屋外や簡易教室から適切な教室で学べるようになる子ども：クウェクウェ郡対象2校240人（確認方法：新規に建設された教室の収容生徒数データ、対象校の視察）
・ 施設維持管理トレーニングの事後テストで80%以上正解する学校開発委員会メンバー：80%（確認方法：事後テスト）[18]

【上記を補完する確認方法】
・ 対象校校長、教員、子ども、学校開発委員会メンバーへの聞き取り調査

【当初計画からの変更箇所】
活動1-3「学校開発委員会対象の維持管理トレーニング」を3年次にフォローアップトレーニングとして実施するため、対応する指標を追加。

成果2. 対象校で、教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践通じて、子どもにとって適切な学習環境が整う。
成果を測る指標：
・ 異動教員対象の褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニングの事後テストで80%以上正解する教員：80%（確認方法：事後テスト）
・ 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を修得し、日々の教育現場で実践する教員：対象10校の全教員の80%（確認方法：第3者による授業の観察、校長、教員への聞き取り調査）
・ 子どもの保護および褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニングの</td></tr>
</table>

[18]以下の理由により、軽食・昼食および文具の提供はトレーニングの効果を高め成果達成に寄与するものと考える。1）軽食・昼食の提供により半日以上かかるトレーニングで遠路から集まる参加者の負担を減らし、参加者が途中で抜けることなく確実に参加できるようになる。2）トレーニングの参加者・主催者用の文具の提供により参加者の参加度が向上し効果的なトレーニングが可能となる。他のトレーニングについても同様。

	事後テストで 80%以上正解する学校を拠点とした子ども保護委員会のメンバー：80%（確認方法：事後テスト） ・ 子どもの保護および褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニングの事後テストで 80%以上正解するコミュニティを拠点とする子ども保護委員会のメンバー：80%（確認方法：事後テスト） ・ 体罰が効果的なしつけの方法と回答する地域住民（保護者および生徒含む）の割合：30%（確認方法：アンケート回答者 200 人（エプワース地区 100 人、クウェクウェ郡 100 人）を対象に調査） ・ 学校で生徒に対する不適切な指導が減少し、より安心して学習できるようになったと感じる生徒：対象 10 校生徒の 80%（確認方法：生徒 800 人を対象にしたアンケート調査） ・ アドボカシー・カンファレンスの結果、「褒めて伸ばす教育法に基づく生徒指導法」普及に向けた政府・援助関係者の行動計画が策定される （確認方法：策定された行動計画） ※設定根拠について 過去の他事業の経験から「事後テストで 80%以上正解するメンバー：80%」という指標は、比較的難しいが達成可能であり、この指標を達成できた事業では、トレーニングを受けたメンバーに前向きな行動変容がみられている。それゆえ当事業でも、上記の指標を達成することが、トレーニング受講者が褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を正しく理解し、実践することにつながると言える。 生徒向けのアンケート調査の対象人数は、ベースライン調査時に対象校の生徒数をもとに確率比例抽出法で算出したサンプル数を踏まえ、決定した。 **【上記を補完する確認方法】** ・ トレーニング参加者リストおよび開催報告書 ・ 中間評価・インパクト調査報告書 ・ 教員、生徒、政府関係者への聞き取り調査対象校の視察（調査シート） ・ 地域住民、保護者、生徒へのインタビューおよびアンケート ※指標は 3 年次に測るもののみ記載 【当初計画からの変更箇所】 現地行政や専門家との協議の結果、指標を「学校で生徒に対する不適切な指導が減少し、より学習に集中できるようになったと感じる生徒」から「学校で生徒に対する不適切な指導が減少し、より安心して学習できるようになったと感じる生徒」に変更。
（7）持続発展性	当事業によって建設する学校施設は、現地行政が保護者および地域住民の支援を得ながら維持管理を行う。なお、事業開始後、現地行政と学校側の維持管理責任を明記した文書を取り交わし、学校設備の維持をより確実なものにする。 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法に関する教員の能力強化では、中央や郡の教育省の職員、活動 2-1-3 で養成するコアトレーナーが講師となり、事業終了後も教育省職員および現地提携団体のプラン・インターナショナル・ジンバブエがモニタリングを実施する。また、学校およびコミュニティを拠点とする子ども保護委員会へのトレーニングを行い、事業終了後も彼らが中心となり、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を普及し、教師による同指導法の実践をモニタ

	リングする体制を構築する。さらに、インパクト調査を行い、アドボカシーのためのカンファレンスで教育省をはじめとした全国の関係者に活動の成果と学びを共有することで、政府や援助関係者等が同指導法の他地域での普及について引継ぎ、取り組みを発展させられるようにする。 事業終了後に行われる現地調査では、以下の関係者から事業の中長期的な成果、持続発展性に関する情報を得ることができる。 １、　現地提携団体プラン・インターナショナル・ジンバブエ ・　対象地全般の様子（事業終了後も、当該地域で活動を継続予定） ２、　初等中等教育省 ・　当事業対象地域内外で、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の普及に向けた活動をしているか ３、　教育行政官、対象校の教師 ・　対象校で褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法が確立され、適切に実践されているか ４、　地方行政 ・　建設・修繕した設備が適切に利用され、維持管理されているか ５、　生徒、学校を拠点とする子どもの保護委員会 ・　生徒が不適切な指導法（体罰）の減少や学校施設の改善により、学習環境が改善されたと感じているか ６、　対象コミュニティの地域住民、コミュニティを拠点とする子ども保護委員会 ・　子ども保護委員会によって、体罰を防止するなど子どもの保護にかかる活動が実践されているか ・　地域住民（保護者）が体罰防止や褒めて伸ばす教育法の有効性について理解しているか

（ページ番号標記の上，ここでページを区切ってください）